

令和2年度 第13回 琴浦町農業委員会総会議事録

|                 |  |          |            |           |
|-----------------|--|----------|------------|-----------|
| 日 時             | 令和3年3月10日（水） 午後2時30分   |          |            |           |
| 場 所             | 琴浦町役場分庁舎 多目的ホール  |          |            |           |
| 出席委員<br>(13人)   | 1番 久米 繁好   | 2番 潮 智博  | 3番 村上 隆    | 4番 川崎 康晴  |
|                 | 5番 福本 正博   | 6番 三浦 勝美 | 7番 石賀 英男   | 8番 伊藤 英之  |
|                 | 9番 中本 敏彦   | 10番 丸山 環 | 11番 足立 紀美世 | 12番 前田 正秀 |
|                 | 13番 福田 昌治  |          |            |           |
| 欠席委員<br>(0人)    |  |          |            |           |
| 出席推進委員<br>(11人) | 北中 善隆  | 遠藤 一夫    | 池山 晃広      | 三嶋 邦彦     |
|                 | 小前 茂雄  | 松本 芳己    | 桑本 慎吾      | 入江 敏朗     |
|                 | 澤田 光秋  | 河上 幸徳    | 石賀 昭則      |           |
| 欠席推進委員<br>(0人)  |  |          |            |           |
| 事務局             | 事務局長 山根 伸一、係長 高塚 泰子、係長 浜川 明  |          |            |           |
| 提案議案            | 議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について<br>議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について<br>議案第51号 農用地利用集積計画の決定について<br>議案第52号 琴浦町農地利用最適化推進委員（第5区）の選任について |          |            |           |
| 報告事項            |  |          |            |           |

|     |   |
|-----|---|
| 議長  | <p>定刻になりましたので、ただ今より、令和2年度第13回琴浦町農業委員会総会を開催します。</p>  |
| 事務局 | <p>成立宣言を事務局にお願いします。</p>   |
| 議長  | <p>ただ今の出席委員は13名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、令和2年度第13回琴浦町農業委員会総会が成立したことを報告します。以上です。</p>  |
| 議長  | <p>議事録署名委員の指名ですが、3番 村上委員、4番 川崎委員にお願いします。</p>  |
| 事務局 | <p>それでは議事に入ります。議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。</p>   |
|     | <p>1ページをご覧ください。議案第49号 農地法第3条の規定による許可申請について 農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めます。</p> <p>申請番号46番 農地の所在 大字八幡字 [REDACTED]、登記簿地目 田、現況地目 田、面積1,218㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。</p> <p>申請番号47番 農地の所在 大字宮場字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積175㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。</p> <p>本件農地では、以前から譲受人が水稻を耕作されていたそうですが、地籍調査で譲渡人所有の農地であることが判明したことから、双方の希望で贈与することになり申請をされたもので、農地取得後はこれまでと同様に水稻を耕作されます。</p> <p>申請番号48番 農地の所在 大字赤碕字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積350㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。</p> <p>本案件は、譲受人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。</p> <p>売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは [REDACTED] 円になります。</p> <p>申請番号49番 農地の所在 大字杉下字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積451㎡。申請地は外に1筆あり、2筆の合計面積は667㎡になります。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の</p> |

個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は、譲渡人の希望によって贈与することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

申請番号50番 農地の所在 大字逢束字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積584㎡。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

譲渡人は譲受人の義理の兄で、体調を崩して管理できなくなった本件農地の買い取りを譲受人に依頼し、双方の間で話がまとまったことから申請をされたもので、農地取得後は家庭菜園として利用される予定です。

売買価格は1筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。

譲受人世帯は農家ではありませんが、申請地は譲受人の持ち家から約200mの範囲内に位置している、農振農用地区域外の農地となりますので、令和2年12月総会で定めた下限面積の別断面積0.1aの適用が可能であることから、許可相当と判断されるものと考えます。

申請番号51番 農地の所在 大字西宮字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積660㎡。譲渡人、譲受人はいずれも琴浦町内の個人で、同一世帯で生活する親子です。権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

本案件は、世帯内で生前贈与することになり申請をされたもので、農地取得後もこれまでと同様に家族で耕作を継続されるということですので、農地の効率的利用が図られるものと判断します。

申請番号52番から55番までの4件は、それぞれの案件で譲受人となる琴浦町内外の個人4名が共有名義人となっていた農地を、同一の権利者の間で贈与するための申請となりますので、一括して説明をさせていただきます。

申請番号52番 農地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積8,254㎡。

申請番号53番 農地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積4,628㎡。

申請番号54番 農地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,750㎡。

申請番号55番 農地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,749㎡。

いずれも権利の区分は所有権移転、申請事由は贈与になります。

今読み上げた4件の申請地は元々1筆の農地でしたが、共同管理が困難になってきたことから譲受人4名で分配することになり、持ち分の割合によって算出した面積で分筆登記をされていたそうです。この4案件

は、それぞれの譲受人が自分以外の共有名義人3名から贈与を受け、個人の名義に変更するために申請をされたもので、いずれの譲受人も農地取得後は野菜を耕作される予定です。

申請番号56番 農地の所在 大字松谷字 [REDACTED]、登記簿地目 畑、現況地目 畑、面積282㎡。貸主、借主はいずれも琴浦町内の個人です。権利の区分は使用貸借権、申請事由は使用貸借になります。

本案件は、貸主と借主双方の希望によって貸借することになり申請をされたもので、農地取得後は野菜を耕作される予定です。

申請番号57番 農地の所在 大字浦安字 [REDACTED]、登記簿地目 田、現況地目 田、面積2,555㎡。申請地は外に6筆あり、7筆の合計面積は9,162㎡になります。譲渡人は琴浦町外の個人、譲受人は琴浦町内の個人です。権利の区分は所有権移転、申請事由は売買になります。

本案件は、譲渡人の希望によって売買することになり申請をされたもので、農地取得後は水稻を耕作される予定です。

売買価格は7筆全体で [REDACTED] 円、10aあたりでは約 [REDACTED] 円になります。

以上の12件につきましては、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。

(質問等無し)

質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。

(全農業委員が挙手)

全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。

続きまして議案第50号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について 事務局の説明をお願いします。

4ページから7ページをご覧ください。議案第50号 農地法第5条の規定による許可申請について 農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求めます。

申請番号16番 農地の所在 大字別所字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに畑、面積2,756㎡の内1,674㎡。譲渡人は琴浦町内の個人、譲受人は琴浦町外の個人です。権利の区分は売買による所有権移転、施設の概要は太陽光発電設備になります。なお、申請地の現況は休耕となっています。

転用事由の詳細について説明します。譲受人は会社員で、別の場所で

議長

事務局

も太陽光発電事業を行っておられる方ですが、新たに本件申請地での太陽光発電事業を計画され、譲渡人との間で話もまとめ、資金調達も可能となったことから申請をされたものです。

除草作業と表土を均す程度の整地作業を行った後、高さ2.5mの太陽光パネル360枚、パワーコンディショナー10台、その他の発電に必要な施設整備を行い、最寄りの既設電柱に送電する計画となっています。

工期は許可日から6ヶ月間を予定されていて、施設の操業期間は許可日から永年となっています。

資金調達計画については、土地買収費及び太陽光発電設備設置工事費の合計が[REDACTED]円余りで、それに見合う金融機関の残高証明書が添付されています。

被害防除計画について説明します。当該土地では盛土を行わず、現況のままでパネルを設置されるということです。日照・通風等への影響は軽微なものになると考えられますし、事業用地の外周には高さ1.2mの侵入防止用フェンスの設置を計画されています。雨水については、現在と同様に地下浸透での処理を計画されていますし、土砂が流出するといった恐れもありません。また、防草対策として防草シートの設置を計画されているということです。

土地選定理由について説明します。事業用地の候補地としては、非農地を含む4ヶ所の土地を検討されたそうですが、事業に必要な面積、日照等の条件を全て満たす適地が本件申請地しかなかったということ、添付されている土地選定理由書で確認しています。

6ページと7ページの説明図をご覧ください。今回の申請では、申請地を分筆して一部面積を転用する計画となっていますが、南側は山林に隣接しているため日照に問題があることから、分筆後の北側部分を事業用地として利用されるということです。また申請地西側は水路に面しているため、事業用地西側に進入路を確保できるように分筆を計画されていますし、北側に建っている農機具庫部分も分筆を計画されています。

中国電力との系統連系に係る契約については、令和3年1月14日に締結済みとなっていますし、経済産業省による再生可能エネルギー発電事業計画については、令和3年1月21日付で認定済みとなっています。

農地区分の決定根拠について説明します。申請地は土地改良事業等の公共投資がされておらず、一団の農地面積が10ha以下の小集団で生産力の低い農地であることから、「第2種農地」に該当するものと考えます。

許可根拠規定については「代替地なし」に該当することから、転用はやむを得ないものと考えます。以上です。

現地確認の報告をお願いします。

議長

|      |   |
|------|---|
| 丸山委員 | <p>3月2日に松本委員、浜川係長の3名で現地確認を行いました。申請地は、別所集落から西に向かって尾根を一つ越えた谷合にある畑で、保全管理のみをされている形跡はありましたが、作物は何も耕作されていませんでした。西側は水路、南側は山林、北側と東側は畑に面していますが、東側の畑は申請地より数メートル高くなっています。また、南側の山林には背の高い木が密生しているために、南側部分の日照条件は良くないように見受けられました。転用残地となる農地部分に進入する際には、西側の水路に沿って通作路を通過することが必要になると考えられるため、水路に落下したりといった事故が起きないように、通作路部分を整地するなどの安全対策をお願いしたいと思います。雨水については、これまでと同様に地下浸透で処理されるということですが、水路のある西側が低くなっている畑ですので問題はなく、周辺農地への他の影響もないものと考えますので、転用はやむを得ないと感じました。以上です。</p> |
| 議長   | <p>事務局の説明及び現地確認の報告が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり答申することと決定いたします。</p> <p>続きまして議案第51号 農用地利用集積計画の決定についてですが、関係委員の久米委員、松本委員、池山委員は退席をお願いします。</p> <p>(久米委員、松本委員、池山委員の退席を確認)</p> <p>議案第51号 農用地利用集積計画の決定について 事務局の説明をお願いします。</p>  |
| 事務局  | <p>8ページをご覧ください。議案第51号 農用地利用集積計画について次のとおり農用地利用集積計画を定めたいので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により本委員会の決定を求めます。権利種別は賃貸借権設定になります。</p> <p>申請番号111番 農地の所在 大字三保字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積3,015㎡。利用権の種類は賃貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は [REDACTED] 円、始期は令和3年3月11日、終期は令和13年3月10日、期間は10年間で新規、内容は飼料となっています。</p> <p>申請番号112番から34ページの申請番号162番までの外51件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の賃貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い</p>   |

|            |   |
|------------|---|
| 議長         | <p>手育成機構に貸し出す農地の申請は、32ページの申請番号157番から34ページの申請番号162番までの6件となっています。</p> <p>35ページをご覧ください。権利種別は使用貸借権設定になります。</p> <p>申請番号163番 農地の所在 大字宮場字 [REDACTED]、登記簿地目、現況地目ともに田、面積34㎡。利用権の種類は使用貸借権、貸付人、借受人はいずれも琴浦町内の個人です。10a当りの借賃は無償、始期は令和3年3月11日、終期は令和8年3月10日、期間は5年間で新規、内容は水稻となっています。</p> <p>申請番号164番から47ページの申請番号185番までの外22件についてはご覧のとおりです。</p> <p>なお今回の使用貸借権設定で、農地中間管理事業等により農業農村担い手育成機構に貸し出す農地の申請は、47ページの申請番号185番の1件となっています。</p> <p>以上の農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>(中本委員より挙手あり)</p> |
| 中本委員       | <p>36ページの申請番号165番は解除条件付きとなっていますが、詳細について説明をお願いします。</p>   |
| 事務局        | <p>申請番号165番の借受人はIターンで琴浦町に来られた方で、3年間地域おこし協力隊として活動をされていました。その方が農地を貸借されることになり、利用権設定等申出書を提出されてきたわけですが、これまでにあまり農業をされた経験がなかったということから、地区担当委員の丸山委員、福田会長、事務局とで協議を行った結果、解除条件付き貸借として申請を受け付けることになったものです。</p>  |
| 中本委員<br>議長 | <p>分かりました。</p> <p>その他に何か質問等はありませんか。</p> <p>(質問等無し)</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、原案どおり許可することと決定いたします。</p> <p>(久米委員、松本委員、池山委員の復帰を確認)</p>  |
| 事務局        | <p>続きまして議案第52号 琴浦町農地利用最適化推進委員(第5区)の選任について 事務局の説明をお願いします。</p> <p>48ページをご覧ください。議案第52号 琴浦町農地利用最適化推進委員(第5区)の選任について 琴浦町農地利用最適化推進委員選任に関</p>   |

|   |   |
|---|---|
| <p>議長</p> <p>中本委員</p> <p>議長</p> <p>丸山委員</p> <p>議長</p> | <p>する要綱第10条の規定に基づき、琴浦町農地利用最適化推進委員（第5区）の選任について同意を求める。</p> <p>これは、欠員となっている第5区の農地利用最適化推進委員の補充について、本議案の候補者を推進委員として委嘱することについて、本委員会で同意を求めるものです。</p> <p>候補者決定の経緯について説明します。1月と2月の総会でも報告させていただきましたが、候補者の募集を令和3年1月7日から2月5日までの期間で行ったところ、定数1名に対して1名の方からの応募があり、候補者としてふさわしい人物であるかどうかについて、評価委員会を開催して審議が行われました。まず第一に応募者自身の意志を尊重したうえで、熱意や農地利用の最適化に識見を有しているかなどの点で評価を行い、その評価結果に基づいて慎重審議を行った結果、御覧の1名の方が候補者として選考されました。</p> <p>それでは候補者の概要について説明します。候補者は下三本杉在住の方で年齢は34歳、令和2年から水稻を主として営農を開始され、現在の耕作面積は300aです。三本杉営農組合からの推薦を受けられていて、推薦理由としては「専業農家として認定農業者の認定を目指している」、「自ら遊休農地の発生防止に努め、農地等の利用最適化の推進に熱意をもって取り組んでいる」、「集落及び地域のリーダーとして期待されている」となっています。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりましたが、皆さんの方で何か質問等があればお願いします。</p> <p>質問等が無いようですので、農業委員の方の挙手により採決を取りたいと思います。</p> <p>(全農業委員が挙手)</p> <p>全員賛成ということですので、琴浦町農地利用最適化推進委員の選任に同意することと決定いたします。</p> <p>その他に移りたいと思います。2月16日に行われた農家相談日の報告を中本委員にお願いします。</p> <p>(農家相談3件報告)</p> <p>3月2日に行われた農家相談日の報告を丸山委員にお願いします。</p> <p>(農家相談2件報告)</p> <p>こちらの方からは以上ですが、皆さんの方で何か質問等がありましたらお願いします。</p> <p>無いようですので、以上を持ちまして、令和2年度第13回琴浦町農業委員会総会を終了します。</p> |
|---|---|